

## 会計年度任用職員に係る休暇・休業制度について

久喜市会計年度任用職員として採用となった場合、以下の休暇・休業制度を利用することが出来ます。取得要件や取得日数等でご不明な点がございましたら、人事課給与厚生係までお問い合わせください。

| 会計年度任用職員に付与される休暇・休業 |        | 有給・無給                                    | 付与日数         |                          |
|---------------------|--------|--|--------------|--------------------------|
| 休暇                  | 年次有給休暇 | 有給                                       | ①のとおり        |                          |
|                     | 特別休暇   | 病気                                       | 無給           | ②のとおり                    |
|                     |        | 公民権行使                                    | 有給           | その都度必要と認める期間             |
|                     |        | 官公署出頭                                    | 有給           |                          |
|                     |        | 出生サポート（不妊治療）                             | 有給           | ③のとおり                    |
|                     |        | 出産（産前・産後）                                | 有給           | ④のとおり                    |
|                     |        | 妊産婦の健康診査及び保健指導                           | 無給           | ⑤のとおり                    |
|                     |        | 妊娠中の通勤緩和                                 | 無給           | ⑥のとおり                    |
|                     |        | 妊娠障がい                                    | 無給           | 7日の範囲内で<br>その都度必要と認める期間  |
|                     |        | 保育時間                                     | 無給           | ⑦のとおり                    |
|                     |        | 生理日の就業困難                                 | 無給           | 3日の範囲内で<br>その都度必要と認める期間  |
|                     |        | 忌引                                       | 有給           | その都度必要と認める期間             |
|                     |        | 感染症法による交通制限等                             | 有給           |                          |
|                     |        | 現住居の滅失等                                  | 有給           | 1週間の範囲内で<br>その都度必要と認める期間 |
|                     |        | 結婚                                       | 有給           | 5日の範囲内で<br>その都度必要と認める期間  |
|                     |        | 出産補助                                     | 有給           | ⑧のとおり                    |
|                     |        | 男性育児参加                                   | 有給           | ⑨のとおり                    |
|                     |        | 子の看護                                     | 無給           | ⑩のとおり                    |
|                     |        | 短期介護                                     | 無給           | ⑪のとおり                    |
|                     |        | 出勤困難                                     | 有給           | その都度必要と認める期間             |
|                     |        | 通勤途上                                     | 有給           |                          |
|                     | 骨髄等ドナー | 無給                                       |              |                          |
|                     | 夏季     | 有給                                       | 勤務日数に応じて最大3日 |                          |
| 介護休暇                | 無給     | 取得要件、付与日数についての<br>詳細は人事課まで<br>お問い合わせください |              |                          |
| 介護時間                | 無給     |  |              |                          |
| 育児休業                | 無給     |  |              |                          |
| 休業                  | 部分休業   | 無給                                       |              |                          |

### ①年次有給休暇

任用の日から6月間継続勤務し、全勤務日の8割以上出勤した場合に、次の1年間において次の表の勤務日に応じた日数が付与されます。また、任用の日から1年6月以上継続勤務した場合、任用の日から6月経過した日から起算して1年間の全勤務日の8割以上出勤した場合に、次の1年間において次の表の勤務日に応じた日数が付与されます。2年6月以降も同様となります。

| 週所定勤務日数 | 1年間の所定勤務日数 | 勤続年数ごとの年次有給休暇の日数 |      |      |      |      |      |        |
|---------|------------|------------------|------|------|------|------|------|--------|
|         |            | 6月               | 1年6月 | 2年6月 | 3年6月 | 4年6月 | 5年6月 | 6年6月以上 |
| 5日以上    | 217日以上     | 10日              | 11日  | 12日  | 14日  | 16日  | 18日  | 20日    |
| 4日      | 169日～216日  | 7日               | 8日   | 9日   | 10日  | 12日  | 13日  | 15日    |
| 3日      | 121日～168日  | 5日               | 6日   | 6日   | 8日   | 9日   | 10日  | 11日    |
| 2日      | 73日～120日   | 3日               | 4日   | 4日   | 5日   | 6日   | 6日   | 7日     |
| 1日      | 48日～72日    | 1日               | 2日   | 2日   | 2日   | 3日   | 3日   | 3日     |

### ②病気

以下のア又はイに該当する場合に取得できます。

ア 公務上の負傷又は疾病の場合 その療養に必要な期間

イ ア以外の負傷又は疾病の場合 1週間の勤務日数に応じて付与

### ③出生サポート(不妊治療)

1年につき5日(体外受精及び顕微授精を行う場合は10日)の範囲内の期間、取得できません。

### ④出産(産前・産後)

出産予定日6週間(多胎妊娠の場合にあたっては14週間)前から産後8週間を経過するまでの期間、取得できます。

### ⑤妊産婦の健康診査及び保健指導

妊娠6箇月(1箇月は28日として計算する。)までは4週間に1回、妊娠7箇月から9箇月までは2週間に1回、妊娠10箇月から出産までは1週間に1回、産後1年後まではその間に1回(医師等の特別な指示があった場合には、いずれの期間においても、その指示された回数)とし、1回につき1日の範囲内でその都度必要と認める時間取得できます。

### ⑥妊娠中の通勤緩和

正規の勤務時間の始め又は終わりにおいて、1日を通じて1時間を超えない範囲内でそれぞれ必要と認める時間取得できます。

### ⑦保育時間

女性職員の場合、1日2回各30分以内の時間。男性職員の場合、1日2回各30分以内の時間から、配偶者等が同様の休暇を取得する場合は、その時間を差し引いた時間を超えない時間取得できます。

⑧出産補助

入院等の日からおおむね出産後 2 週間以内で、3 日の範囲内の期間、取得できます。

⑨男性育児参加

出産予定日の 6 週間(多胎妊婦の場合は 14 週間)前の日から、産後 8 週間を経過する日までの範囲内で、5 日の範囲内の期間、取得できます。

⑩子の看護

6 月以上継続勤務している職員で、1 週間の勤務日の日数が 3 日以上又は 1 年間の勤務日の日数が 121 日以上の職員が、一の年において 5 日(その養育する小学校就学前の始期に達するまでの子が 2 人以上の場合にあっては、10 日)の範囲内の期間取得できます。

⑪短期介護

6 月以上継続勤務している職員で、1 週間の勤務日の日数が 3 日以上又は 1 年間の勤務日の日数が 121 日以上の職員が、一の年において 5 日(要援護者が 2 人以上の場合にあっては、10 日)の範囲内の期間取得できます。